

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

車輛運搬具、器具及び備品

平成 19年 3月 31日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19年 4月 1日以降に取得したものについては定額法によっている。

ソフトウェア

残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、年度末において発生していると認められる額を計上している。

・賞与引当金は、職員に対する賞与(6月期)の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する団体職員退職手当積立基金及び一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表 (第 1号の 様式、第 2号の 様式、第 3号の 様式)

(2) 事業区分別内訳表 (第 1号の 2様式、第 2号の 2様式、第 3号の 2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第 1号の 3様式、第 2号の 3様式、第 3号の 3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表 (第 1号の 3様式、第 2号の 3様式、第 3号の 3様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉事業拠点区分 (社会福祉事業)

法人運営事業

共同募金配分事業

老人福祉活動事業

障害児・者活動事業

児童・青少年福祉活動事業

福祉育成・援助活動事業

ボランティア活動事業

歳末たすけあい配分事業

生活福祉資金貸付事業

高齢者生活福祉センター受託事業

生きがい活動支援通所介護事業

介護保険サービス事業拠点区分 (社会福祉事業)

通所介護事業

訪問介護事業

居宅介護事業

生活支援体制整備事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
建物	0	0	0	0
建物付属備品	0	0	0	0
土地	0	0	0	0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
運営特別積立金を取り崩し運営に充てる。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	20,357,051	16,498,701	3,858,350
器具及び備品	2,576,402	2,153,239	423,163
ソフトウェア	525,000	525,000	0
合計	23,458,453	19,176,940	4,281,513

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,033,974	0	9,033,974
未収金	1,780,195	0	1,780,195
未収補助金	93,000	0	93,000
合計	10,907,169	0	10,907,169

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

該当なし